

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団忠岡水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和2年8月17日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
忠岡 第2号	西村水道株式会社 西村 良一	岸和田市藤井町二丁目23番2号	令和2年8月17日	令和7年9月29日
忠岡 第3号	株式会社新川 新川 雅也	泉北郡忠岡町忠岡東二丁目16番3号	令和2年8月17日	令和7年9月29日
忠岡 第22号	有限会社ミヤノ設備 宮野 隆志	貝塚市水間539番地2	令和2年8月17日	令和7年9月29日
忠岡 第28号	寺田設備株式会社 寺田 勇雄	和泉市のぞみ野一丁目12番32号	令和2年8月17日	令和7年9月29日
忠岡 第34号	有限会社ツジノ 辻ノ 大輔	和泉市寺田町二丁目8番48号	令和2年8月17日	令和7年9月29日